

# 鴻巣市指定管理者募集要項

(施設名称) 鴻巣市立中央放課後児童クラブ

平成30年7月

鴻巣市福祉こども部保育課

## 1 指定管理者募集の目的

公の施設の管理受託者については、公共団体等に限定されていましたが、平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、住民サービスの向上や運営の効率化等を図る観点から公の施設の管理運営について、指定管理者制度が導入され、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も公の施設の管理運営ができるようになりました。

鴻巣市（以下「市」という。）では、鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例（平成17年鴻巣市条例第61号。以下「鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例」という。）に基づき設置された鴻巣市立中央放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の管理に関する業務を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集します。

本募集要項は、標記施設の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

## 2 対象施設の概要

### (1) 名称及び位置

名 称	位 置
鴻巣市立中央放課後児童クラブ	鴻巣市中央1-45

### (2) 施設の設置目的

小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

### (3) 施設の概要

施設規模	鉄骨造 平屋建て 延べ床面積 190.22平方メートル
設備内容	トイレ 空調機設備等
児童数（見込み）	80人（定員80人）
支援の単位数	2支援

\*利用状況及び決算（平成29年度）については、別紙のとおり

## 3 指定管理者が行う業務

- (1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務
- (2) 児童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) (1)(2)に掲げるもののほか、児童クラブの運営に関する事務のうち、市長のみ

の権限に属する事務を除く業務

\*詳細については、別添「仕様書」を参照してください。

#### 4 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までとします。

この指定の期間は、鴻巣市議会の議決により確定することになるので留意してください。また、施設の廃止や業務仕様の変更に伴う指定期間の変更等がある場合があります。

なお、当該指定管理期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募によるものとします。

#### 5 管理に要する経費

指定管理者は、管理に必要な経費について、市が支払う指定管理料及び自主事業の収入によって賄うものとします。

なお、指定管理料については、毎年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。指定管理料の具体的な額や支払時期・方法等は、協議のうえ協定で定めます。

提案における指定管理料については、2の(3)に示す児童数(見込み)及び支援の単位数を基に積算してください。なお、68,987,000円(税別)を上限とします。

指定管理料上限額68,987,000円(税別)の積算に含まれるもの
<ul style="list-style-type: none"><li>・人件費</li><li>・施設管理費(消耗品、備品、研修費、光熱水費、電話料、口座振替手数料、傷害保険料、賠償責任保険料、細菌検査料、施設修繕料、警備委託料等の施設管理のための業務委託料・点検料、事務費)</li></ul> <p>*原則、指定管理を行う上で必要となる経費をすべて含めること。 *施設修繕料については、年間20万円とし、5年間合計100万円で積算すること。 *業務開始後における児童数の変更に伴う支援単位の増減や障がい児の受け入れ等により配置すべき職員の人数の変更等の特別な事情が生じた場合は市と協議の上、指定管理料を見直すことができるものとします。</p>

#### 6 応募資格等

##### (1) 応募資格

応募者は、放課後児童クラブ運営団体や学校法人並びに社会福祉法人等のいずれかの運営実績のある団体で、本市に事業拠点(事務所・事業所)を置く又は置こうとする団体。ただし、個人又は次のいずれかに該当する法人等は指定を受けられません。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があったもの
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定により、本市における一般競争入札及び指名競争入札の参加を制限されているもの
- ウ 地方自治法第244条の2第11号の規定により指定の取消しを受けたことがあるもの
- エ 国税及び地方税を滞納しているもの
- オ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等
- カ 法人その他の団体の役員に次のいずれかの者が含まれているもの
  - （ア）破産者で復権を得ない者
  - （イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの間の者
  - （ウ）暴力団員又はその利益となる活動を行う者
- キ 市から入札参加停止の措置を受けている者

## (2) 複数の法人等による応募

児童クラブの管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合には、次に掲げる事項に留意してください。

なお、構成団体のいずれかが上記のア～キのいずれかに該当する場合は、指定を受けられません。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めてください。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することはできません。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

## 7 申請の方法

### (1) 提出書類

- ア 指定申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（別紙5）

- ウ 収支予算書（別紙6）
- エ 誓約書（別紙7）
- オ 定款及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等これに類するものの写し）
- カ 法人等の決算関係書類（直前の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録、資金収支計算書又はこれらに類する書類）
- キ 法人等の予算関係書類（収支予算書、事業計画書又はこれらに類する書類）
- ク 納税証明書又は納税の義務がない場合その旨を記載した書類
- ケ グループによる応募の場合にあつては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（別紙8）
- コ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- サ 申請者の概要（別紙10）（実績を証する書類を添付、既存のパンフレット等がある場合は添付）
- シ プレゼンテーション用資料（選定基準（別紙3）の審査項目に沿って作成すること）

(2) 提出部数

正本1部及び副本（コピー可）4部（そのうち1部は製本をしないもの）を提出してください。

なお、グループによる申請の場合は、エ～サ（ケを除く）までについては、構成団体ごとに提出してください。

(3) 提出方法

申請書類の提出は、持参とします。

(4) 提出先

鴻巣市役所福祉こども部保育課児童クラブ担当

電話 048-541-1321 内線2640

(5) 受付期間

平成30年8月13日（月）から平成30年8月22日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）

(6) 現地説明会

児童クラブの施設等の概要、管理業務の内容等を行うため、次により現地説明会を開催します。

- ア 日 時 平成30年7月31日(火) 午後2時30分開始
- イ 場 所 鴻巣市中央1-45 鴻巣市立中央放課後児童クラブ
- ウ 申込方法 平成30年7月24日(火)までに電話、電子メール又はFAXにより、鴻巣市役所福祉こども部保育課児童クラブ担当まで申し込みください。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名をご連絡ください。
- エ 申 込 先 鴻巣市役所福祉こども部保育課児童クラブ担当  
電話 048-541-1321 内線2640  
FAX番号 048-541-1328  
メールアドレス hoiku@city.kunosu.saitama.jp

(7) 質問事項の受付

- ア 受付期間  
平成30年8月1日(水)から平成30年8月7日(火)午後3時まで
- イ 受付方法  
電子メール又はFAXで提出してください。原則として口答による質疑は受け付けません(質問事項を提出の際は、電子メール及びFAXの到着確認を必ず行ってください)。
- [メールアドレス] hoiku@city.kunosu.saitama.jp  
[FAX番号] 048-541-1328  
[電話番号] 048-541-1321 内線2640
- ウ 回答方法  
受付した質問は、8月10日(金)までに電子メール(又はFAX)により説明会参加者全員に回答します。

(8) 留意事項

- ア 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。
- なお、提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。
- イ 提出された申請書類は、鴻巣市情報公開条例(平成13年鴻巣市条例第4号)に基づき公開することがあります。(原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を損なうおそれのある情報を除きます。)
- ウ 申請書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- エ 原則として、申請書が受理された後の修正はできません。
- オ 申請に要する経費は、申請者の負担とします。

カ 提案における指定管理料（提案額）は、2の（3）に示す児童数（見込み）及び支援の単位数を基に積算してください。

(9) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- イ 提案における指定管理料が、本募集要項に提示した上限額を超えているとき
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの
- カ その他、応募資格に適さないもの

8 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、鴻巣市立中央放課後児童クラブにおける指定管理者候補者の選定に伴う審査委員会設置要綱に基づく審査委員会が、提出された申請書により、書類審査、プレゼンテーション等を実施し、選定基準に基づき審査した評点の合計により鴻巣市指定管理者選定委員会で指定管理者候補者を選定します。

(2) 選定基準

鴻巣市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年鴻巣市条例第20号）第4条第1項各号に定める選定基準によることとします。

- ア 事業計画の内容が市民の平等な利用を確保することができるもの
  - イ 事業計画の内容が当該事業計画に係る経費の縮減が図られるものであること
  - ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること
- 審査項目及び配点については、別紙3（選定基準）のとおりです。

(3) プレゼンテーション等

選定に当たり、申請書類の審査をした後、プレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づく統括担当者については必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあつては構成員）にかぎりませう。

- ア 日 時 平成30年8月下旬
- イ 会 場 鴻巣市役所内会議室（予定）

(4) 審査結果の通知及び公表

プレゼンテーションの後、指定管理者選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい法人等（以下「指定管理者候補者」という。）を選定します。選定の結果は申請者全員に書面で通知するとともに公表します。

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、鴻巣市議会の議決が必要です。原則として指定管理者候補者を平成30年12月の鴻巣市議会定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続条例施行規則（平成17年鴻巣市規則第110号）第7条により告示を行います。

(2) 協定の締結

市と指定管理者とは、業務内容及び管理に係る細目的事項等について協議の上、「協定」を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間又は議決後に指定管理者に指定することが著しく不当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(イ) 資金事情の悪化により、事業の履行に支障があると認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないとみとめられるとき。

10 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項が達成されていない場合には、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。



ア 定期モニタリング

定期的に業務報告を提出していただき、市は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時に状況確認等を行います。

(2) 利用者アンケートの実施

市と指定管理者は、施設利用者の利便性向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、モニタリング結果報告書によりホームページで公開します。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認められる場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

1.1 その他

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可効力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除でききるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が

円滑かつ支障なく、本施設の管理運營業務を遂行できるよう、引継ぎを行うもの  
とします。

ウ その他

前記に規定するもののほか、市及び指定管理者双方の事情により事業の継続が  
困難となった場合については、市と指定管理者とは誠意をもって協議するものと  
します。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合に  
ついては、市と指定管理者とは誠意をもって協議するものとします。

ア リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は以下のとおりです。こ  
れらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したもの  
です。

項 目	負担者		備 考
	市	指定管理者	
管理運営		◎	
施設、設備、備品等の 維持管理	○ (大規模な修繕、 改修)	◎	施設全体に係る大 規模改修は、原則 として市が負担、 その他の修繕につ いては原則として 指定管理者の負担 で行う。これによ りがたい事情があ る場合には、市と 指定管理者とで協 議を行う。*
備品の購入		◎	
施設等の使用許可 (附随事務を含む)		◎	
災害時対応	○ (指示等)	◎ (待機体制の確 保、被害調査、報 告、応急措置)	
事故、火災等による施	◎	○	

設の損害及び被災者に対する責任		(指定管理者の責に帰する事由の場合)	
災害復旧(復旧工事)	◎		
包括的管理責任	◎		
火災保険の加入	◎		
利用者に係る賠償責任保険		◎	

(◎：原則として対応責任がある　○：一部責任を負う場合がある)

\*大規模改修とは、施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を現状(初期の水準)又は実用上支障のない状態まで回復させるもの以外の修理をいう。また、疑義がある場合や、定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上定めるものとする。

#### イ 施設の備品等の取扱い

指定管理者に変更が生じた場合には、市の所有以外の備品等(現指定管理者が所有のもの)については、新旧の指定管理者で協議のうえ引き継ぐものとする。

### 1.2 スケジュール

月 日	内 容
7月17日(火)	募集要項の配布開始
7月31日(火)午後2時30分	現地説明会
8月1日(水)～8月7日(火)	質問事項の受付期間
8月10日(金)まで	質問に対する回答
8月13日(月)～8月22日(水)	申請書の受付期間
8月下旬	書類・プレゼンテーション等による審査
10月上旬	指定管理者候補者の選定(結果の通知)
12月中旬	指定管理者の議決
12月下旬	指定管理者の指定(告示)
1月～3月	細目的事項の協議、業務引継ぎ、準備行為
2月	基本協定の締結
3月	年度協定の締結

### 1.3 別添書類の一覧((1)～(5)は参考資料、(6)～(11)は提出書類です。)

- (1) 平面図
- (2) 利用状況

- (3) 鴻巣市立放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書(鴻巣市立中央放課後児童クラブ)・鴻巣市立放課後児童クラブの運営について
- (4) 平成29年度決算資料
- (5) 選定基準(別紙3)
- (6) 指定管理者指定申請書{別添様式第1号(施行規則第3条関係)}
- (7) 事業計画書{別紙5(施行規則第3条第2項の参考例)}
- (8) 収支予算書{別紙6(施行規則第3条第2項の参考例)}
- (9) 誓約書(別紙7)
- (10) グループ構成団体一覧表{別紙8(施行規則第3条第2項の参考例)}
- (11) 申請者の概要(別紙10)

#### 1.4 問い合わせ先

365-8601

鴻巣市中央1番1号

鴻巣市役所福祉こども部保育課児童クラブ担当

電話 048-541-1321 内線2640

FAX番号 048-541-1328

メールアドレス hoiku@city.kounosu.saitama.jp